

林野庁 平成29年度予算概算決定の概要

去る12月22日に閣議決定された平成29年度予算政府案について、林野庁関係分の概要をご紹介します。

平成29年度林野庁の一般会計予算は、総額2,956億円で、のうち公共事業費は1,900億円、非公共事業費は1,055億円となっております。平成28年度第2次補正予算の1,022億円と併せて、林業の成長産業化の動きをより強力に後押しする内容となっております。

例えば、昨年の森林・林業基本計画の策定や森林法等の一部改正などを踏まえ、林業成長産業化地域をモデル的に支援していくほか、施業集約化のための林地台帳の整備やC-LTなどの新たな木材製品の利用促進を予算面で支援していきます。また、森林吸収源対策や自然災害対応の重要性を踏まえ、森林整備・治山事業を更に推進していきます。事業ごとのポイントを、新規・拡充を中心に以下で説明します。

(※)各事項の「」内が29年度概算決定額、「」内は28年度予算額

平成29年度 林野庁関係予算(総括表)

区分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 概算決定額(A)	平成28年12月 (28年度2次補正追加額)	
			補正額(B)	A+B
公共事業費	1,900	1,900	663	2,563
一般公共事業費	1,800	1,800	410	2,210
治山事業費	597	597	100	697
森林整備事業費	1,203	1,203	310	1,513
災害復旧等事業費	100	100	253	353
非公共事業費	1,033	1,055	360	1,415
合計	2,933	2,956	1,022	3,978

- (注) 1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。
 2 () 内の数字は対前年度比。
 3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。
 4 このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業に95億円を措置している。

1. 次世代林業基盤づくり交付金 [70億円(61億円)]

木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工・流通施設、苗木生産施設の整備や間伐・路網整備を行います。このうち、木材加工・流通施設の整備については、28年度補正予算の合板・製材生産性強化対策で330億円(前年度補正290億円)を措置しており、事業要望の多くは既に対応しています。

また、新たに措置した林業成長産業化地域創出モデル事業(10億円)では、林業の成長産業化を目に見える形で実現する取組を全国で10箇所程度選定します。ハード面で支援するほか、ICTを活用した川上と川下の伐採情報の共有、地域材のブランド化・製品化などの取組に対して、ソフト面で自由度の高い支援を行います。高い目標を設定し、それを実現する明確なビジョンを持つ市町村を、今後公募により選定していきます。

2. 施業集約化の加速化 [9億円(6億円)]

森林整備地域活動支援交付金について、施業集約化に必要な合意形成活動、森林所有者の特定に加え、森林境界の測量等を新たに支援メニューに追加します。また、先般の森林法改正により市町村が整備することとされた林地台帳について、効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステム整備、都道府県が作成する森林簿との共有管理システムの導入等を支援します。

3. 森林・林業人材育成対策 [60億円(59億円)]

「緑の雇用」事業について、多くの研修生(従業員)が支援の対象となるよう、増額をしたほか、運用改善を図ることにより、人材の育成を支援します。また、林業へ就業前の青年に対しても、緑の青年就業準備給付金を給付して、引き続き支援していきます。

4. 新たな木材需要創出総合プロジェクト [12億円(14億円)]

中高層建築等に活用できるC-LTの利用促進を図るほか、地域材の利用拡大や、地域材の安定供給のための取組を、引き続き支援します。また、平成28年度補正予算のC-LT利用促進総合対策(10億円ほか)も活用し、総合的に木材需要の拡大を図ります。

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止に向けた森林整備と多面的機能発揮のための対策

- 間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進
【森林整備事業1,203億円】(28補正:310億円)
- 荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進
【治山事業597億円】(28補正:100億円)
- 地域の活動組織による森林の保全管理等の取組を市町村等の協力を得て支援
【森林・山村多面的機能発揮対策17億円】
- 国有林を観光資源として活用するため、修景伐採、木道整備等を実施
【森林景観を活かした観光資源の創出事業1億円】
- シカの広域かつ緊急的な捕獲、防除等を実施
【シカによる森林被害緊急対策事業2億円】(28補正:1億円)



林業を支える担い手の確保・育成

- 「緑の雇用」事業等による人材の育成を支援
【森林・林業人材育成対策60億円】



施業集約化の加速化

- 森林所有者・境界の明確化等の取組を支援
- 改正森林法により創設される林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援
【施業集約化の加速化9億円】

川上から川下までの取組の総合的支援

- 【日本再興戦略2016】を踏まえ、CLT等を活用した木造公共建築物等の整備等に加え、木材加工流通施設等を整備するほか、間伐・路網整備を行い、川上から川下までの取組を総合的に推進
- 収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に推進
【次世代林業基盤づくり交付金70億円
うち林業成長産業化地域創出モデル事業10億円】(28補正【合板・製材生産性強化対策】:330億円)



新たな木材需要の創出

- 【日本再興戦略2016】を踏まえ、中高層建築等に活用できるCLTの利用促進
- 木質バイオマスの利用拡大
- クリーンウッド法の施行も踏まえた違法伐採対策の推進
【新たな木材需要創出総合プロジェクト12億円】(28補正【CLT利用促進総合対策】:10億円)



川上から川下までの連携による効率的な木材の生産・供給システムの構築



花粉発生源対策の推進

- 花粉の少ない品種等を対象とした採種圃等の造成・改良、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援
【花粉発生源対策5億円】

5. 花粉発生源対策 (5億円(4億円))

花粉発生源に係る対策として、コンテナ苗生産施設等の整備への支援を拡充するほか、新たに花粉飛散防止剤の実証試験等を支援します。

6. 森林・山村の多面的機能の発揮対策 (17億円(25億円))

地方自治体の関与も得て、里山林での地域住民の活動を支援する観点から、①長期間手入れされていない里山林での活動、②地方公共団体による支援(国・地方の割合は原則3:1)のある活動を優先的に採択する等の見直しを図り、必要な事業量を確保していきます。

7. シカによる森林被害緊急対策事業 (2億円(2億円))

シカ被害対策の一層の強化を図るため、改正森林法に基づく鳥獣害防止森林区域等における広域かつ緊急的な捕獲のモデル的实施等を行います。

8. 森林景観を活かした観光資源の創出事業 (1億円(1億円))

国有林の「レクリエーションの森」のうち、観光資源としてのポテンシャルや地元の実行体制などを考慮してモデル箇所を100箇所程度を選定し、多言語による情報発信や、修景伐採や施設整備等の環境整備を3年間で重点的に実施します。

併せて、農山漁村振興交付金に新設された「農泊推進関連の対策(50億円)」を活用し、森林体験プログラムの提供など観光需要拡大のための地元の取組をソフト・ハード面で支援します。

9. 森林整備事業(公共) (1,203億円(1,203億円))

国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進します。0.27億円の増加を確保したほか、平成28年度補正予算の310億円も併せて、森林整備事業の一層の推進を図ります。

10. 治山事業(公共) (597億円(597億円))

地震集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進します。0.13億円の増加を確保したほか、平成28年度補正予算の100億円も併せて、治山事業の一層の推進を図ります。

平成29年度林野庁税制改正事項

平成29年度の税制改正については、昨年12月8日に与党の「平成29年度税制改正大綱」が決定され、同月22日に政府の「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

政府の大綱に盛り込まれた林野庁関係税制の主な改正事項は次のとおりです。

新規・拡充事項

- 山林に係る相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。**【相続税】**
 - ① 森林経営計画に定められている区域に存する山林のうち同一の小流域内に存するものの面積が5ha未満である一定の山林を、納税猶予の適用対象に加える。
 - ② 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により林業経営の継続が困難となったときは、一定の推定相続人に林業経営の全てを委託した場合であっても、納税猶予の継続を認める。
 - ③ 災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から15年(現行:10年)を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。
- 相続税等の財産評価の適正化のため、実態を踏まえて、杉及びびひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げるとともに、松について、原則として、標準価額を定めず個別に評価する見直しを行う。**【相続税】**
- 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の措置を講ずる。**【複数税目】**
 - ① 森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置
 - ② 国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%) [中小企業投資促進税制]について、上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)は中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とするとともに、その他は対象資産から器具備品を除外した上で、その適用期限を2年延長する。**【所得税・法人税】**
- 森林組合等の上部団体への出資に係る受取配当等の益金不算入制度の見直し(森林組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずること)を行う。**【法人税】**

延長事項

- 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。**【石油石炭税】**
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%) [商業・サービス業・農林水産業活性化税制]の適用期限を2年延長する。**【所得税・法人税】**
- 森林組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10% (現行:12%)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。**【法人税】**
- 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例(森林組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置)の適用期限を2年延長する。**【法人税】**
- (独)農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の適用期限を2年延長する。**【登録免許税】**

森林吸収源対策の財源確保について

林野庁は、森林整備等の森林吸収源対策に必要な安定財源を確保するため、森林環境税(仮称)の創設に向けた税制改正要望を行っているところです。

昨年12月8日に決定した「平成29年度与党税制改正大綱」において、市町村が主体となった森林整備等の財源に充てるための森林環境税(仮称)の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ることとされました。

今後は森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方自治体等の意見を踏まえながら具体的な仕組みの検討を進めていきます。

〈平成29年度税制改正大綱(抜粋) (自由民主党・公明党 平成28年12月8日)〉

第一 平成29年度税制改正の基本的な考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。